別添

災害応急対策活動等に関する基本協定【業務】　募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基 本 協 定 締 結 説 明 書

１．協定概要

（１）協 定 名　災害応急対策活動等に関する基本協定【業務】

（２）活動場所　三次河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一般国道５４号（別図－１）、中国横断自動車道尾道松江線（別図－２）及び灰塚ダム（別図－３）並びに国営備北丘陵公園（別図－４）の全てを対象とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

（３）活動内容　本活動は、三次河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一般国道５４号、中国横断自動車道尾道松江線及び灰塚ダム並びに国営備北丘陵公園において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに三次河川国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。

（４）協定期間　令和７年７月１日　～　令和　９年　３月３１日

（５）出動要請　基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定出来ない場合がある。

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりであること。

（１）　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（２）中国地方整備局における令和７・８年度に建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格を有することが確認できた者であること。なお、令和　７年　４月１日において、中国地方整備局における令和７・８年度の一般競争（指名競争）参加資格の希望業種を「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量業務」又は「地質調査業務」の認定を受けていなければならない

（３）　基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。)の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）　過去15年間（平成22年4月1日以降）以降に完了した（する)、国又は地方公

共団体が発注する業務の実績があること。なお、土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は土木関係建設コンサルタント業務の実績、測量業務を希望する者は測量業務の実績、地質調査業務を希望する者は地質調査業務の実績があること。

（６）　本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

①　協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めない場合がある。

②　以下のいずれかの資格を保有すること。

【土木関係建設コンサルタント業務】の場合

ア）技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

ａ）建設－河川、砂防及び海岸・海洋

ｂ）建設－道路

ｃ）建設－鋼構造及びコンクリート

ｄ）建設－トンネル

イ）技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

ａ）河川、砂防及び海岸・海洋

ｂ）道路

ｃ）鋼構造及びコンクリート

ｄ）トンネル

ウ）国土交通省登録技術者資格を有する者。施設分野－業務は下記のいずれかとする。

ａ）河川・ダム－計画・調査・設計

ｂ）砂防－計画・調査・設計

ｃ）海岸－計画・調査・設計

ｄ）道路－計画・調査・設計

ｅ）橋梁－計画・調査・設計

ｆ）トンネル－計画・調査・設計

エ）工学博士

【測量業務】の場合

ア）測量士を有する者。

【地質調査業務】の場合

ア）技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

ａ）建設－土質及び基礎

イ）技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

ａ）土質及び基礎

ウ）技術士（応用理学部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

ａ）地質

エ）国土交通省登録技術者資格を有する者。施設分野－業務は下記

に限る。

ａ）地質・土質－調査

オ）地質調査技士を有する者。

（７）　広島県内又は島根県内に（６）の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店又は支店、営業所が存在すること。

基本協定に基づく調査等の要請があった場合、速やかに調査等に必要な人員の体制を整うことが出来ること。

３．基本協定締結者の決定方法

（１）基本協定の締結は、２．に掲げる応募資格を満たしている者と行う。なお、協定を募集する業種は３業種（「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量業務」又は「地質調査業務」）とし、各業種に重複して応募することは可能である。（別紙－１）

（２）希望する業種・区域・種別等 区分調査票（別紙－１）を基に各業種・区域・種別の協力業者数の平準化が図られるよう担当業種・区域・種別を決定する。なお、重複して担当業種・区域・種別を決定する場合もある。

４．担当部局

〒７２８－００１１　広島県三次市十日市西六丁目２－１

国土交通省中国地方整備局　三次河川国道事務所　調査設計課

ＴＥＬ　０８２４－６３－４１２１　内線４０６，４５１

ＦＡＸ　０８２４－６３－０２１０

Eメール miyoshi-kyoutei@cgr.mlit.go.jp

５．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望する者は、以下の資料を作成し提出すること。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】

②過去の業務実績【別記様式２】

※協定希望業種毎に作成をお願いする。

※確認できる書類（TECRIS又は契約書及び仕様書等の写し）を提出すること。

③技術者の資格【別記様式３】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。なお、複数の技術者を登録することは可能である。

※協定希望業種毎に作成すること。

④活動の実施体制【別記様式４】

※２.（７）に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出すること。

※協定希望業種毎に作成すること。

⑤希望する業種・区域・種別等 区分調査票【別紙－１】

※協定を募集する業種は３業種（「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量業務」又は「地質調査業務」）とし、担当業種・区域・種別を記載すること。各業種・区域・種別を重複して応募することは可能である。

⑥緊急時連絡先体制表【別紙－２】

※活動の実施体制に基づき優先順位を決め、業種毎に作成すること。

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）

②受付期間：令和７年５月１６日（金）から令和７年６月１３日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から16時30分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合は、書面（様式は自由）によりメールにて提出すること。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。ＦＡＸでも可。

②受領期間：令和７年５月１６日（金）から令和７年５月３０日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う。

①期　　間：質問を受理してから適宜に、令和７年６月１３日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場　　所：４．に同じ。

（５）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となる。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めない。

⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、令和７年６月２７日（金）までに通知する。

⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結することとなる。

⑦ドローンの活用状況を確認するため、別紙－１へ記載下さい。

（別記様式１）

（用紙Ａ４）

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和　７年○○月○○日

担当官
　中国地方整備局
　　三次河川国道事務所長　　兼重　和明　殿

住　　所
会　社　名　○○コンサルタント㈱
代表者氏名

令和７年５月１６日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定【業務】」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　基本協定締結説明書５.(1)②に定める過去の業務実績を記載した書面（業種毎）
２　基本協定締結説明書５.(1)③に定める技術者の資格を記載した書面（業種毎）
３　基本協定締結説明書５.(1)④に定める活動の実施体制を記載した書面（業種毎）
４　基本協定締結説明書５.(1)⑤別紙－１『希望する業種・地域・種別等区分調査票』
５　基本協定締結説明書５.(1)⑥別紙－２　緊急時連絡先体制表（業種毎）

問い合わせ先
　担当者　：　中国　太郎

　部　署　：　○○本店　○○部　○○課

　電話番号：　（代）○○○－○○○－○○○○　（又は直通電話番号）
　　ＦＡＸ○○○－○○○－○○○○　Eﾒｰﾙ：○○○○@○○○○

（別記様式２）

（用紙Ａ４）

過 去 の 業 務 実 績

［記入例］　　会社名：

協定希望業種		
業務名称等	業　務　名	
	TECRIS登録番号	
	契 約 金 額	
	履 行 期 間	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日
業務概要		

注１）・TECRISに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付すること。TECRISデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

注２）業種毎に作成下さい。

（別記様式３）

技 術 者 の 資 格

［記入例］注）業種毎に作成下さい。　　会社名：

協定希望業種			
技術者の氏(フリガナ)名	○○　○○　○○　○○ ○　○　○　○	生年月日	昭和○○年○○月○○日
所属・役職			
保有資格	技術士（部門：　　分野： 登録番号：　　・取得年月日：　　） ＲＣＣＭ（部門：　　分野： 登録番号：　　・取得年月日：　　） その他（　　） 上記の資格が国土交通省登録技術者資格に該当する場合、資格登録簿における登録番号を以下に記載する。 資格登録簿における登録番号：（品確技資第　　号）		

（別記様式４）

（用紙Ａ４）

活 動 の 実 施 体 制

［記入例］　　会社名：

協 定 希 望 業 種	

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○　○　○　○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県　○○市　○○町　○丁目　○番		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○　○　○　○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県　○○市　○○町　○丁目　○番		

技術員の氏名	○　○　○　○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県　○○市　○○町　○丁目　○番		

技術員の氏名	○　○　○　○	在籍する本支店名	○○コンサルタント㈱ ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県　○○市　○○町　○丁目　○番		

注）業種毎に作成下さい。

別紙－１　『希望する業種・地域・種別等 区分調査票』　（用紙Ａ４）

	希望する業種･地域･種別			ドローンの活用		三次河川国道事務所までの所要時間
	コンサルタント業　務	測　量業　務	地質調査業　務	機材を保有し撮影が可能か	三次河川国道事務所管内の飛行禁止区域(DID等)飛行許可があるか	
広島県内(河川関係)						h
広島県内(道路関係)						
広島県内(ダム)						
広島県内(公園)						
島根県内(尾道松江線)						

注１）希望する業種・地域・種別の欄に○印を記載して下さい。
注２）希望については重複が可能です。
注３）ドローンの活用については、撮影可能、申請書提出日現在で飛行許可があれば○印を記載し、不可なら×印を記載下さい。
注４）所要時間は、基地とする本店・支店・営業所から三次河川国道事務所までの大凡の時間を記載して下さい。（記載例：1.5ｈ）
　なお、災害時は通行止め区間の発生の恐れがありますが、通行止め区間は無いものとして最短ルートでの所要時間を記載下さい。

別紙－２　『緊急時連絡先体制表』　（用紙Ａ４）

【出動要請連絡者優先順位】

業　　種		
業 者 名		
基地とする会社組織	本社又は○○支店又は○○営業所	
基地組織の電話番号		
基地組織のFAX番号		
緊 急 時 連 絡 先		
優先順位	氏　名	携帯電話番号等 メールアドレス
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
-		
-		
-		

注）原則連絡者は、広島県内、島根県内の営業所等に在籍している方を、業種毎に作成下さい。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

□ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１）　→必須提出

会社の施工実績関係【業種毎に作成すること】

□ 過去の業務実績（別記様式２）　→必須提出
□ 施工実績を確認できる書面（TECRIS又は契約書等の写し）　→必須提出
□ 一般競争参加資格認定通知書の写し　→必須提出

技術者の資格・経験【業種毎に作成すること】

□ 技術者の資格（別記様式３）　→必須提出
□ 直接的かつ恒常的(３箇月以上)な雇用関係が確認できる資料　→必須提出
→（健康保険被保険者証等）
□ 技術者の資格を証明する書面の写し　→必須提出

活動の実施体制【業種毎に作成すること】

□ 活動の実施体制（別記様式４）　→必須提出

その他

□希望業種・地区・種別・種別等 区分調査票（別紙－１）　→必須提出
□ドローンに関する撮影可能を証明する関係資料の写し(撮影可能であれば)　→必須提出
□緊急時連絡先体制表（別紙－２）【業種毎に作成すること】　→必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

《参考図・三次河川国道事務所管内図》

別図－１

広島県内【河川関係、道路関係（一般国道５４号）】

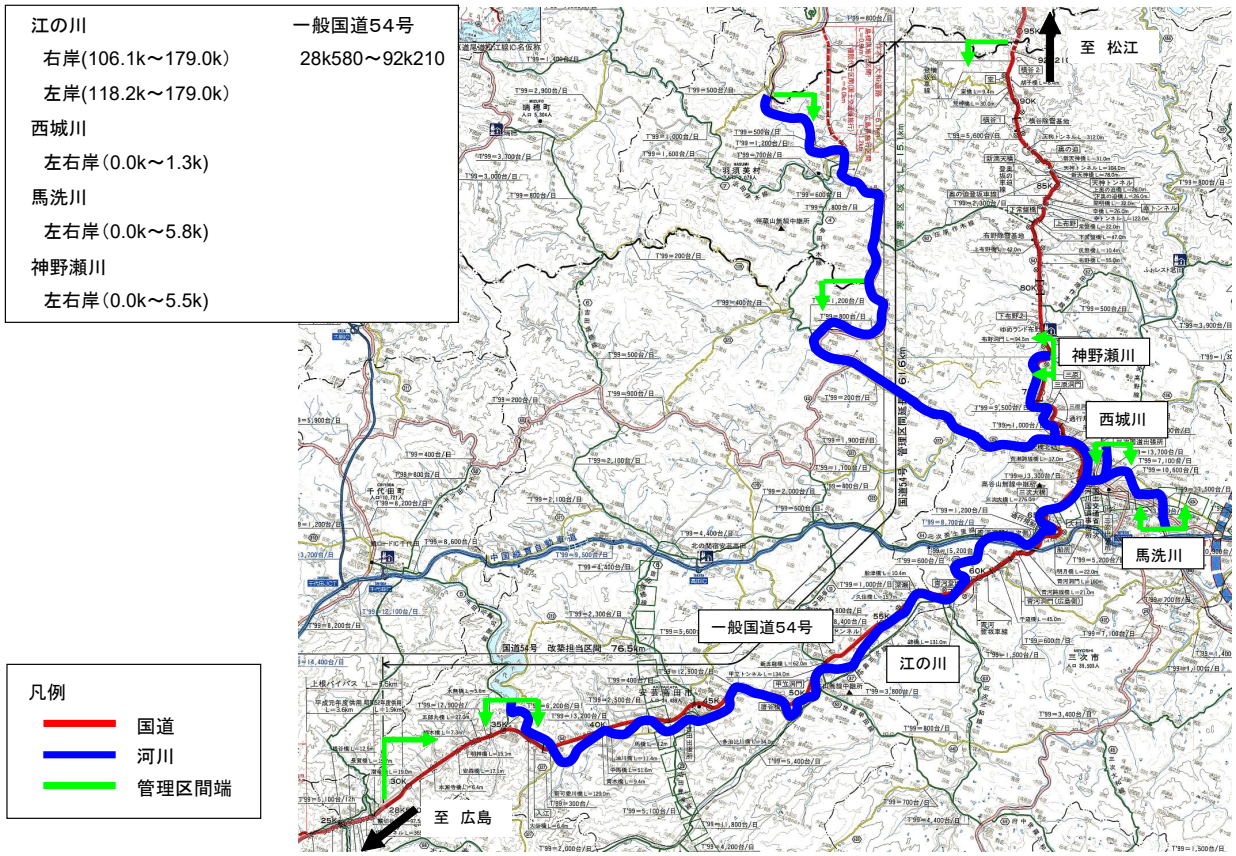

別図－２　広島県内・島根県内【道路関係（尾道松江線）】

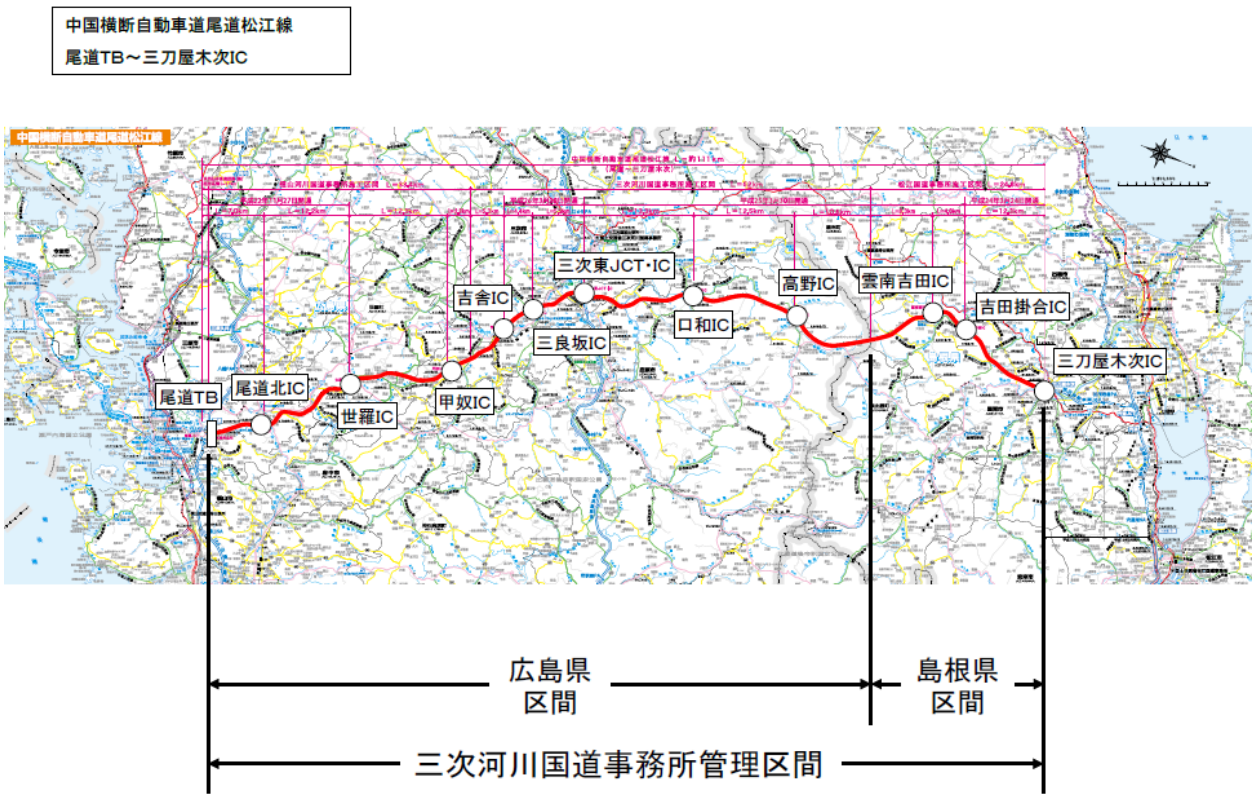

別図－３

広島県内【ﾀﾞﾑ】

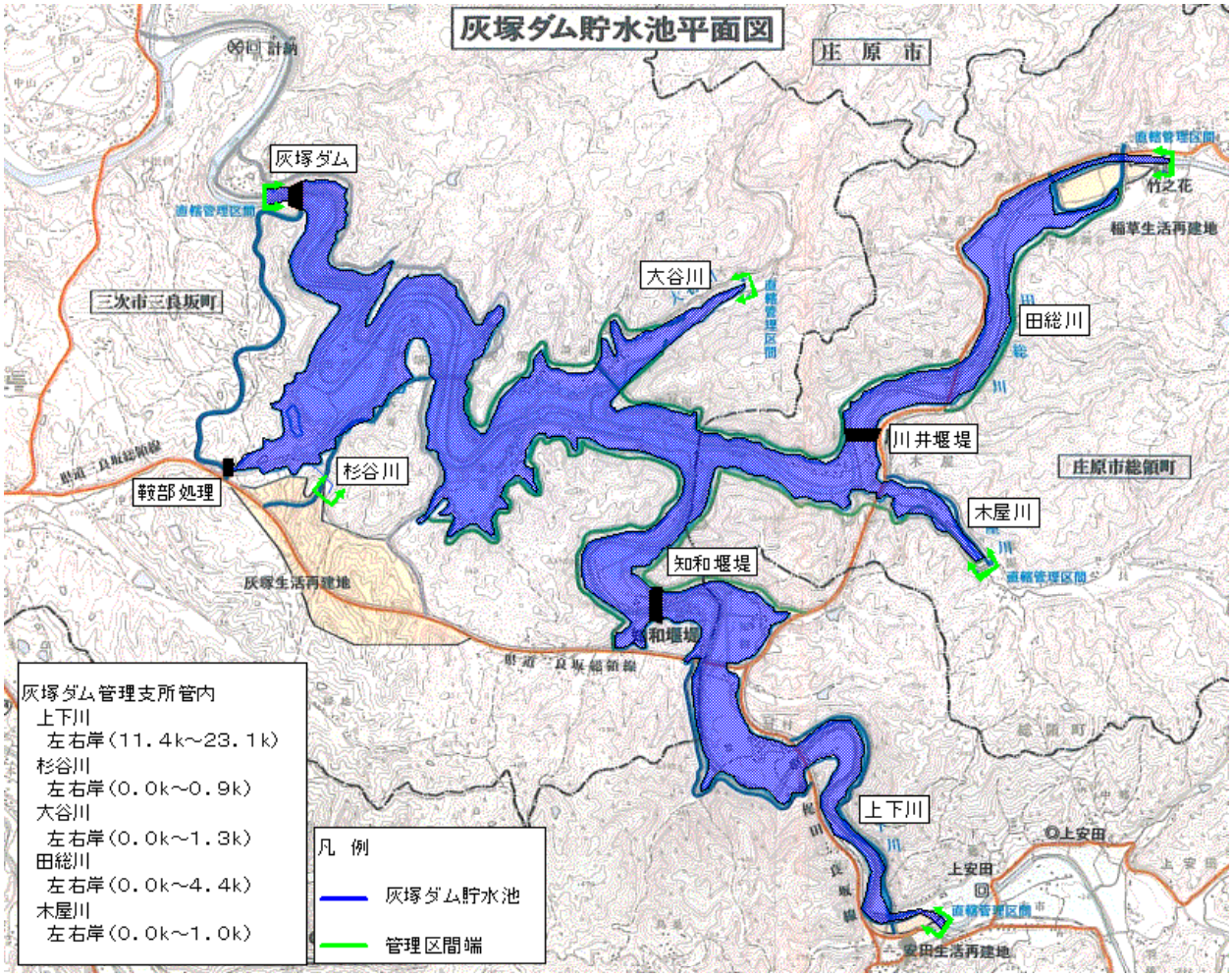
灰塚ダム貯水池平面図
庄 原 市
灰塚ダム
直轄管理区間
三次市三良坂町
大谷川
直轄管理区間
竹之花
直轄管理区間
稲草生活再建地
田総川
川井堰堤
庄原市総領町
木屋川
直轄管理区間
杉谷川
鞍部処理
県道 三良坂総領線
灰塚生活再建地
知和堰堤
和堰堤
県道 三良坂総領線
上下川
上安田
上安田
直轄管理区間
安田生活再建地
灰塚ダム管理支所管内
上下川
左右岸(11.4k~23.1k)
杉谷川
左右岸(0.0k~0.9k)
大谷川
左右岸(0.0k~1.3k)
田総川
左右岸(0.0k~4.4k)
木屋川
左右岸(0.0k~1.0k)
凡 例
灰塚ダム貯水池
管理区間端

別図－４　広島県内【公園】】

国営備北丘陵公園
国兼池
担当区域
面積
340ha

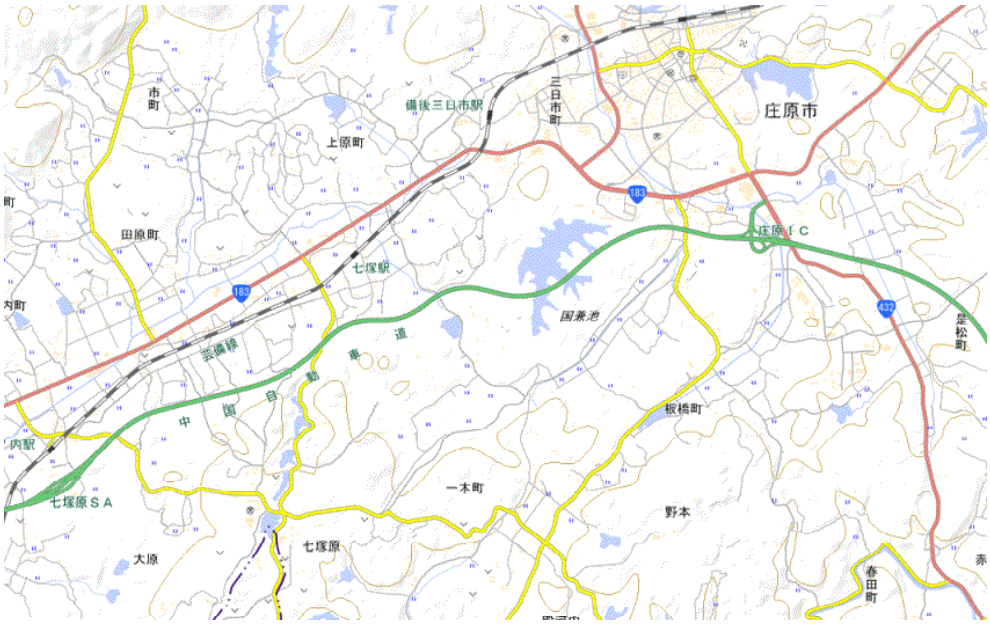
庄原市
備後三日市駅
上原町
田原町
七塚駅
七塚原ＳＡ
七塚原
大原
一木町
板橋町
野本
庄原ＩＣ
国兼池
183
432